

島といますかね、真鍋の前の大島をそういうことにしようというのが知事を囲んで語る会に突如と出された。市長に十分根回しも何もされずにやられて、市長としてももう「ふん」言わざるを得ないんで進めてきて、途中でとんざをしたということが報告されたわけなんです、それと同じように今回の場合もならんように前もって市長の方から、もしそういうことがあってもきっぱりと前もってお断りしておく、もう早々と「いただきません」という声明を上げておくというのがよろしいのではないかというふうに思いまして、市長の考え方をただしておきたいと思っております。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(赤瀬光君) 13番酒井宏侑君の質問に対し当局の答弁を求めます。
渡邊市長。

〔市長 渡邊嘉久君 登壇〕

◎市長(渡邊嘉久君) おはようございます。

連日の本会議で大変お疲れであろうと存ずるわけでございますが、本日もまた朝早くから多数の議員さん方の御出席をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

さて、ただいま酒井議員さんから3項目にわたります質問をちょうだいしたわけでございますが、まず第1項のNKKの埋立地の今後の利用計画についての質問に順次答えてまいりたいと思っております。

まず、第1点のNKKの埋立地が完了して1年が経過し、工場緑地をゴルフ場に転用しての活用はされたが、工場建設についての計画はどうなっているかの御質問にお答えいたします。

まず初めに、NKKの埋め立てに関する経過でございますが、昭和46年農林水産省の国営笠岡湾干拓事業の計画変更に伴い、昭和47年にNKKが埋立権を取得いたしました。さらに、当時予測いたしました設備投資計画は粗鋼生産の年次的な伸びに対応する圧延工場、軽量型鋼工場の建設計画となっておりますが、先ほどお話しがございましたように昭和48年のオイルショックを境に内外の需要が激減し、昭和56年余剰生産施設を抱えて当初の増設計画とともに埋め立て造成契約の見直しがなされ、各工区に分けて埋め立て竣工期限の延長がなされました。こうした経過の中で、各工区ともそれぞれ竣工の運びとなり、520ヘクタールの工場用地の緑地を利用した112ヘクタールのゴルフ場の建設が行われましたことは、既に皆様方御案内のとおりでございます。

ついで、御質問の趣旨となっております工場建設計画でございますが、基本的にはかつての高度成長を支えた社会資本の投資に対応する重化学工業化の時代は過ぎ、安定成長のもと生活の個性化、多様化、高度化が進みます中でより高性能な素材あるいは製品の提供が強く求められております。こうした技術革新に対し、既存施設での対応には限界がございまして、新素材製品の生産設備の整備も必要となっております。

以上、若干の経過を含め現状を御説明申し上げたわけでございますが、今後の高度化、多様化した需要の動向を踏まえ、商品構成の転換を図る戦略の一環として、先ほどお話しがございましたが、63年11月操業の新素材製品を生産するアドケムコ株式会社、あるいはまた平成4年7月完工予定のステンレ

ス薄板工場の建設など本来の土地利用計画に基づく工場建設を進めておるところでございますが、今後私どもといたしましてはよくお聞きするんでございますが、NKKとしてはもう福山の時代から笠岡の時代へと変わってきつつあるというお話も承っておるところでございます、そうしたことを踏まえ、有効的な土地利用、そういったことについてより積極的に要請をしまいたい、かように考えておりますので御了解をお願いしたいと思っております。

続きまして、御質問第2点の特別土地保有税は土地の投機的取引の抑制と同時に宅地供給の促進にするため設けられました地方税でございます、地方税法第585条の規定により5,000平方メートル以上の土地の所有者、または取得者を納税義務者として課税をされておるところでございます。その税額の算定方法でございますが、地方税法第596条の規定によりまして、課税標準額たる取得価額に税率を乗じた額から固定資産税相当額を控除する方式で算定をされます。ところで、NKKの埋立地のように公有水面の埋め立てにおける取得価格につきましては地方税法施行令第54条の33第1項第2号によりまして、当該埋め立てに要した費用の額及び埋め立てをする権利の取得のために要した費用の合計額とされております。また、施行令第54条の40第1項によりまして、固定資産税の課税標準となるべき価額が取得価額を上回る場合には、その超える土地の取得価額は課税標準額に含めないこととされております。

御質問のNKKの所有にかかる土地についてでございますが、固定資産税課税標準たるべき価額が、取得価額たる埋立経費等大幅に上回っておりますので、特別土地保有税は課税はされないということになっております。そういうことでございますので、数字をちょっと申し上げるのは御遠慮させていただきますが、御了承をお願いしたい、かように存ずるわけでございます。

続きまして、御質問第3点の瀬戸内海ゴルフクラブの雇用状況につきまして御回答を申し上げます。

まず初めに、ゴルフ場の概要でございますが、全体を統括するとともにゴルフ場の顔となりますキャディーさんを管轄しております株式会社エヌケーケー・エンタープライズとコースの緑地管理を行います株式会社ハイライフ・エヌケーケー、そしてクラブハウスの運営を担当しております株式会社エヌケーケー・エースこの3社によりまして運営をされております。全体の就労状況でございますが、8月末現在の3社の合計でNKKからの出向を含めまして、これ出向の方が9名おられるようでありまして、すべてで119名の皆さんが働いております。そのうち井笠圏内から28名、その28名のうち笠岡市内から19名が就労いたしております。なお、参考までに採用募集人員と井笠圏内からの応募者数及び採用者数を申し上げますと、募集の総数は110名、井笠圏内からの応募者は33名、うち採用者は32名ということでございます。

以上であります。

続きまして、御質問第2項の地盤沈下についての御質問でございますが、このことにつきましては昭和60年1月26日から不等沈下に伴います損害賠償請求事件として裁判が行われておりますもので、本年2月第一審判決では市側の敗訴となり、笠岡市では早速3月に高等裁判所に控訴いたしておりますことは皆